



佐賀県公報

平成19年
3月30日
(金曜日)
号外第8号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

訓令 甲

- ◎くらしの安全安心課の消費生活業務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規程の一部改正 (九・くらしの安全安心課) 一
- ◎佐賀県佐賀空港管理事務所に勤務する職員の週休日等に関する規程の一部改正 (一〇・県土づくり本部) 一
- ◎有田ダム操作規程等の一部を改正する訓令 (一一・河川砂防課) 一
- ◎佐賀県本庁決裁等規程の一部改正 (一二・職員課) 三
- ◎水産動物の採捕の禁止 (指 示・六七) 八
- ◎佐賀県議会事務局規程の一部改正 (告 示・二) 八

○ 訓令 甲

◎佐賀県訓令甲第九号

くらし環境本部くらしの安全安心課

くらしの安全安心課の消費生活業務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規程(平成十六年佐賀県訓令甲第七号)の一部を次のように改正する。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

第二条を次のように改める。

(週休日)

第二条 職員の週休日は、毎四週間につき八日(地方公務員法(昭和二十五年

法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第四条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「短時間勤務職員」という。)にあつては、八日以上)となるように、くらしの安全安心課長(以下「課長」という。)が職員ごとに指定する日とする。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

◎佐賀県訓令甲第十号

県土づくり本部

佐賀空港管理事務所

佐賀県佐賀空港管理事務所に勤務する職員の週休日等に関する規程(平成十年佐賀県訓令甲第十号)の一部を次のように改正する。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

受訓先中「佐賀空港管理事務所」を「佐賀空港事務所」に改める。

題名を次のように改める。

佐賀県佐賀空港事務所に勤務する職員の週休日等に関する規程

第一条中「佐賀空港管理事務所」を「佐賀空港事務所」に改める。

第二条中「佐賀空港管理事務所長」を「佐賀空港事務所長」に改める。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

◎佐賀県訓令甲第十一号

県土づくり本部

西部地区ダム事務所

有田ダム操作規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

有田ダム操作規程等の一部を改正する訓令

（有田ダム操作規程の一部改正）

第一条 有田ダム操作規程（昭和四十六年佐賀県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

受訓先中「西部地区ダム事務所」を「ダム管理事務所」に改める。

第十二条中「二」を「いずれかに」に、「西部地区ダム事務所長」を「ダム管理事務所長」に改める。

（岩屋川内ダム操作規程の一部改正）

第二条 岩屋川内ダム操作規程（昭和五十年佐賀県訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

受訓先中「西部地区ダム事務所」を「ダム管理事務所」に改める。

第十二条中「二」を「いずれかに」に、「西部地区ダム事務所長」を「ダム管理事務所長」に改める。

（竜門ダム操作規程の一部改正）

第三条 竜門ダム操作規程（昭和五十三年佐賀県訓令甲第八号）の一部を次のように改正する。

受訓先中「西部地区ダム事務所」を「ダム管理事務所」に改める。

第十三条中「西部地区ダム事務所長」を「ダム管理事務所長」に改める。

（伊岐佐ダム操作規程の一部改正）

第四条 伊岐佐ダム操作規程（昭和五十八年佐賀県訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

受訓先中「西部地区ダム事務所」を「ダム管理事務所」に改める。

第十一条第一項中「西部地区ダム事務所長」を「ダム管理事務所長」に改める。

（深浦ダム操作規程の一部改正）

第五条 深浦ダム操作規程（平成二年佐賀県訓令甲第十四号）の一部を次のように改正する。

受訓先中「西部地区ダム事務所」を「ダム管理事務所」に改める。

第九条中「西部地区ダム事務所長」を「ダム管理事務所長」に改める。

（本部ダム操作規程の一部改正）

第六条 本部ダム操作規程（平成三年佐賀県訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

受訓先中「西部地区ダム事務所」を「ダム管理事務所」に改める。

第十条中「西部地区ダム事務所長」を「ダム管理事務所長」に改める。

（平木場ダム操作規程の一部改正）

第七条 平木場ダム操作規程（平成五年佐賀県訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

受訓先中「西部地区ダム事務所」を「ダム管理事務所」に改める。

第十条中「西部地区ダム事務所長」を「ダム管理事務所長」に改める。

（横竹ダム操作規程の一部改正）

第八条 横竹ダム操作規程（平成十四年佐賀県訓令甲第十四号）の一部を次のように改正する。

受訓先中「西部地区ダム事務所」を「ダム管理事務所」に改める。

第九条中「西部地区ダム事務所長」を「ダム管理事務所長」に改める。

（狩立・日ノ峯ダム操作規程の一部改正）

第九条 狩立・日ノ峯ダム操作規程（平成十四年佐賀県訓令甲第十五号）の一部を次のように改正する。

受訓先中「西部地区ダム事務所」を「ダム管理事務所」に改める。

第十条中「西部地区ダム事務所長」を「ダム管理事務所長」に改める。

第十条 矢筈ダム操作規程（平成十四年佐賀県訓令甲第十六号）の一部を次の

ように改正する。

受訓先中「西部地区ダム事務所」を「ダム管理事務所」に改める。

第十一条中「西部地区ダム事務所長」を「ダム管理事務所長」に改める。

(都川内ダム操作規程の一部改正)

第十一条 都川内ダム操作規程(平成十五年佐賀県訓令甲第六号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「西部地区ダム事務所」を「ダム管理事務所」に改める。

第十条中「西部地区ダム事務所長」を「ダム管理事務所長」に改める。

附則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

◎佐賀県訓令甲第十二号

本 庁

現地機関

佐賀県本庁決裁等規程(平成十六年佐賀県訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

第一条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第二条第一号及び第二号中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第三号

中「出納長」を「組織規則第二十一条第一項に規定する局長(以下「出納局長」という。)」に改め、同条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第三条の見出し及び同条第二項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第四条第二項中「出納局長」を削り、同条第五項中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 国民保護・防災監

第五条の見出し及び同条第一項中「副出納長」を「出納局長」に改める。

第十条第一項中「本部長が専決」を「別表第二及び別表第三に定める本部長が専決」に、「出納局長」を「当該事務を担当する課長」に改める。

第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

第十二条第一項中「課長が専決」を「別表第二及び別表第三に定める課長が専決」に改め、同条中第五項を削り、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 国民保護・防災監が専決することができる事務について、国民保護・防災監が不在のときは、消防防災課長がその事務を決裁するものとする。

第十三条の見出し及び同条の各号列記以外の部分中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第一号中「出納長が」を「会計管理者が」に、「副出納長」を「出納局長」に改め、同条第二号中「出納長及び副出納長」を「会計管理者及び出納局長」に改める。

第十四条の見出し中「副出納長」を「出納局長」に改め、同条中「副出納長が専決」を「別表第四に定める出納局長が専決」に、「副出納長が不在」を「出納局長が不在」に改める。

第十七条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

別表第一の旅行命令に関する事務の項中「出納長、本部長、副本部長、部長、副本部長、課長、最高情報統括監、危機管理・報道監、企業立地統括理事、総括政策監、政策監、ニュー自立支援推進監及び建設政策監」を「会計管理者、本部長、最高情報統括監、危機管理・報道監、企業立地統括理事、部長、副本部長、副本部長、総括政策監、課長、政策監、ニュー自立支援推進監、建設政策監及び出納局長」に、「政策監及び出納局長」を「及び政策監」に改め、同表の年次休暇等の願の処理に関する事務の項中「出納長、本部長、副本部長、部長、副本部長、課長、最高情報統括監、危機管理・報道監、企業立地統括理事、総括政策監、政策監、ニュー自立支援推進監及び建設政策監」を「会計管理者、

本部長、最高情報統括監、危機管理・報道監、企業立地統括理事、部長、副本部長、副本部長、総括政策監、課長、政策監、ニート自立支援推進監、建設政策監及び出納局長」及び「自己の年次休暇」や「自己の年次休暇等」並び、「政策監及び出納局長」や「及び政策監」並び「職員の年次休暇」や「職員の年次休暇等」並び、「同表の週休日の調整に関する事務の項及び休日の代休日の指定に関する事務の項中「出納長、本部長、副本部長、部長、副本部長、課長、最高情報統括監、危機管理・報道監、企業立地統括理事、総括政策監、政策監、ニート自立支援推進監及び建設政策監」や「会計管理者、本部長、最高情報統括監、危機管理・報道監、企業立地統括理事、部長、副本部長、副本部長、総括政策監、課長、政策監、ニート自立支援推進監、建設政策監及び出納局長」並び、「政策監及び出納局長」や「及び政策監」並びに。

別表第三の危機管理・広報課の自衛官の募集等に関する事務の項を次のように改める。

危機管理・広報課	危機管理の総合調整に関する事務	危機管理の総合調整に関すること
----------	-----------------	-----------------

別表第三の消防防災課の災害対策基本法に関する事務の項の課長専決事務の欄中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、第十二号を削り、第十三号を第十一号とし、第十四号を削り、第十五号を第十二号とし、同表の消防防災課の防災行政無線に関する事務の項の事務の種類の中「防災行政無線」の次に「及び防災警報」を加え、同項の課長

専決事務の欄中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項の同欄に次の一号を加える。

2 防災情報に係る重要な事項に関すること

別表第三の消防防災課の災害救助法の施行に関する事務の項に次のように加える。

消防防災課	自衛官の募集等に関する事務	1 自衛官募集の期間並びに試験期日及び場所を告示すること 2 自衛官募集に関する広報宣伝計画を策定すること 3 市町等が自衛隊に委託する土木工事等について副申すること
-------	---------------	---

別表第三の消防防災課の消防に関する事務の項の課長専決事務の欄中第五号及び第六号を削り、同表の消防防災課の危険物の規制に関する事務の項の課長専決事務の欄中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を削り、同表の消防防災課の消防設備士に関する事務の項の課長専決事務の欄の第二号を削り、同項の同欄の第一号の号番号を削り、同表の廃棄物対策課の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（一般廃棄物に限る。）に関する事務の項の本部長専決事務の欄の第二号を削り、同項の同欄の第一号の号番号を削り、同項の課長専決事務の欄に次の一号を加える。

9 一般廃棄物処理施設の設備又は使用禁止命令に関すること

別表第三の廃棄物対策課の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（産業廃棄物

に限る。)に関する事務の項の本部長専決事務の欄中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、同項の課長専決事務の欄の第六号を削り、同項の同欄の第七号中「文書運搬機又は」を削り、同号を同項の同欄の第六号とし、同項の同欄中第八号を第七号とし、第九号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、同項の同欄に次の二号を加える。

20 産業廃棄物処理施設の改善又は使用停止命令に関する事

21 産業廃棄物の保管、収集運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置命令に関する事

別表第三の廃棄物対策課の使用済自動車の再資源化等に関する法律に関する事務の項の本部長専決事務の欄中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、同項の課長専決事務の欄中第一号及び第二号を削り、第二号を第一号とし、第四号から第七号までを二号ずつ繰り上げ、同表の障害福祉課の障害者自立支援法に係る事業者及び施設の指定等に関する事務の項中「障害者自立支援法」の次に「及び児童福祉法」を加え、同表の障害福祉課の自立支援医療機関(更正医療を行うものに限る。)に関する事務の項中「更正医療」を「更生医療」に改め、同表の医務課の医療法に関する事務の項の本部長専決事務の欄の第二号中「療養病床の設置」を「病床の設置」に改め、「療養病床に係る」を削り、同項の課長専決事務の欄中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同表の医務課の保健師助産師看護師法に関する事務の項の課長専決事務の欄の第二号中「関すること」の次に「(海防艦艇の訂正並びに免許証の書換交付及び再交付を除く。)」を加え、同表の医務課の看護師等修学資金に関する事務の項の種類の欄中「看護師等」を「医師及び看護師等」に改め、同項の課長専決事務の欄中「看護師等修学資金の交付決定」を「医師及び看護師等の修学資金」に改め、同表の健康増進課の感染症の発生の予防及びまん延の防止に関する事務の項中「まん延の防止」を「感染症の患者に対する医療」に改め、同項の課長専決事務の欄の第一号及び第三号中「(サルその他の動物に関するものを除く。)」を削り、同項の同欄の第八

号中「健康診断等の措置及び」を削り、同号を同項の同欄の第九号とし、同項の同欄中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同項の同欄の第四号中「及び第二種感染症指定医療機関」を「第一種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関」に改め、同号を同項の同欄の第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

4 結核予防指定医療機関の指定及び指定の解除に関する事

別表第三の健康増進課の結核の予防に関する事務の項を削り、同表の健康増進課の精神保健及び精神障害者福祉に関する事務の項の本部長専決事務の欄の第一号から第三号までを削り、同項の課長専決事務の欄中第十二号を第十三号とし、第七号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第五号及び第六号を削り、第四号を第七号とし、第一号から第三号までを三号ずつ繰り下げ、同項の同欄に第一号から第三号までとして次の三号を加える。

1 精神保健福祉審議会に関する事

2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき精神病院を指定し、又は指定を解除すること

3 法第38条の7の規定により精神病院の管理者に対し入院患者の退院を命じ、又は処遇改善を命ずること

別表第三の健康増進課の原子爆弾被爆者の援護に関する事務の項の課長専決事務の欄の第六号中「訂正及び」を削り、同号を同項の同欄の第七号とし、同項の同欄中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項の同欄の第三号中「健康管理及び」を削り、同号を同項の同欄の第四号とし、同項の同欄の第二号中「特別手当及び健康管理手当」を「諸手当」に改め、同号を同項の同欄の第三号とし、同項の同欄中第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

1 原子爆弾被爆者健康手帳の交付の可否に関する事

別表第三の新産業課の新産業の創造及び起業化支援に関する事務の項の本部長専決事務の欄中「新事業創出促進法」を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に、「基本構想等」を「事業環境整備構想」に改め、同項の課

長専決事務の欄を次のように改める。

新産業の創造
及び起業化支
援に係る事務
を処理するこ
と

別表第三の新産業課の中小企業経営革新支援法に関する事務の項の事務の種類
の欄中「中小企業経営革新支援法」を「中小企業の経営革新」に改め、同項
の課長専決事務の欄の第一号中「法に基づき」を「中小企業の新たな事業活動の
促進に関する法律に基づき」に改め、同項の同欄の第二号中「事務」を「経営
革新に係る事務」に改め、同表の新産業課の工業団地、工業用水道等の産業基
盤整備に関する事務の本部長専決事務の欄の第二号を削り、同項の同欄の第一
号の号番号を削り、同項の課長専決事務の欄中第七号を削り、第八号を第七号
とし、第九号を第八号とし、同表の生産者支援課の鳥獣の保護及び狩猟に関す
る事務の項の課長専決事務の欄の第六号中「職務を行うう狩猟取締吏員」を「鳥
獣の保護又は狩猟の適正化に関する取締りに従事する職員」に改め、同表の農
地整備課の国営土地改良事業に関する事務の項の本部長専決事務の欄に次の二
号を加える。

- 1 国営土地改良事業の申請に関すること
- 2 国営土地改良事業の計画の変更等に関すること

別表第三の農地整備課の土地改良法に係る手続に関する事務の項を次のよう
に改める。

農地整備課	国営及び団体 営土地改良事 業に関する事 務		1 国営土地 改良事業の 適否の決定 に関するこ と 2 土地改良 事業計画に 対する異議	1 国営土地 改良事業の 計画の決定 及び確定に 関すること 2 国営土地 改良事業に 係る予定管
-------	---------------------------------	--	--	--

			の申出に関 すること	理者との協 議に関する こと 3 団体営土 地改良事業 の認可又は 同意に関す ること
--	--	--	---------------	--

別表第三の建築住宅課の建築に関する事務の項の課長専決事務の欄を次のよ
うに改める。

				1 建築基準 法の施行に 関すること (現地機関 の長が専決 できるもの を除く。) 2 地すべり 等危険地域 における住 宅移転の助 成に関する 条例の施行 に関するこ と 3 高齢者、 障害者等の 移動等の円 滑化の促進 に関する法 律の施行に 関すること (建築に関 する部分に 限る。) 4 建築物の
--	--	--	--	---

耐震改修の促進に関する法律の施行に関すること
 5 エネルギーの使用の合理化に関する法律の施行に関すること

別表第三の建築住宅課の住宅金融公庫の委託業務に関する事務の項中「中成金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構」に改め、同表の建築住宅課の地すべり等危険地域における住宅移転の助成に関する条例に関する事務の項から建築住宅課のエネルギーの使用の合理化に関する法律に関する事務の項までを削り、同表の職員課の補職の任免に関する事務の項の課長専決事務の欄中「麻葉政務吏員」を「麻葉政務員」に改め、同表の職員課の懲戒に関する事務の項の知事の決裁を受けるべき事務の欄中「吏員」を「職員(現業職員を除く。)」に改め、同項の本部長専決事務の欄中「職員以外の職員」を「現業職員」に改め、同表の職員課の職員徽章及び身分証に関する事務の項中「徽章」を「記章」に改め、同表の市町村課の市町その他地方公共団体の行財政政一般に関する事務の項の本部長専決事務の欄中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同項の課長専決事務の欄中第十八号を第十九号とし、第十二号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

12 市町の地方債の回覧等予定額の決定に関すること

別表第三の会計課の金融機関の指定等に関する事務の項の本部長専決事務の欄及び課長専決事務の欄を次のように改める。

指定金融機関との公金出納
 1 指定金融機関、指定

取扱契約の締結に関すること
 代理金融機関及び収納代理金融機関の店舗の指定に関すること
 2 取扱店及び緊急支払店の指定に関すること

別表第三の会計課の会計事務の検査に関する事務の項から会計課の現金等の亡失・損傷に関する事務の項までを次のように改める。

会計課	会計事務の検査に関する事務			出納局を除く本庁等の各課及び現地機関の会計事務の検査に関すること
会計課	一時借入金の借入れに関する事務		一時借入金の借入れに関すること	1 送金通知書を亡失したときの措置に関すること 2 亡失・損傷届の受理に関すること
会計課	現金等の亡失・損傷に関する事務(物品以外に関するものに限る。)			

別表第三の用度管財課の物品の購入に関する事務の項の次に次のように加える。

用度管財課	物品の亡失・損傷に関する事務			亡失・損傷届の受理に関すること
-------	----------------	--	--	-----------------

別表第四の出納長の決裁を受けるべき事務の欄中「出納長」を「会計管理者」に改め、同表の副出納長専決事務の欄中「副出納長」を「出納副長」に改め、「金銭簿記等の出納事務の委託に関すること」を削り、同表の会計課の現金の出納及び保管に関する事務の項の課長専決事務の欄に次の一号を加える。

5 金銭簿記等の出納事務の委託に関すること

附則

(施行期日)

1 この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十三号）附則第三条第一項の規定により出納長が在職する場合には、この訓令による改正後の佐賀県本庁決裁等規程の規定にかかわらず、その任期中に限り、出納長及び副出納長に係る規定の適用については、なお従前の例による。

(佐賀県文書規程の一部改正)

3 佐賀県文書規程（昭和五十五年佐賀県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「企業立地統括理事専決事項」の下に、「部長専決事項」を加え、「地域振興企画監専決事項」を「企業誘致推進監専決事項、地域振興企画監専決事項、国民保護・防災監専決事項」に改める。

○ 海区漁業調整委員会事項

●松浦海区漁業調整委員会指示第六十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、松浦海区海面における水産動物の採捕について、次のとおり指示する。

平成十九年三月三十日

松浦海区漁業調整委員会

会長 宮 崎 孝 俊

唐津市鎮西町波戸岬灯台から真方位百四度、千四百メートルの地点に設置した自動音響給餌ブイを中心に半径百メートル以内の区域において、平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間、水産動物を採捕してはならない。ただし、県が調査等のために採捕する場合は、この限りではない。

○ 議会事項

●佐賀県議会告示第二号

佐賀県議会事務局規程（昭和三十六年佐賀県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成十九年三月三十日

佐賀県議会議長 原 口 義 己

第一条の表中

事務員（主任守衛、副主任守衛、守衛及び用務員）	主任守衛 副主任守衛 守衛
技術員（主任運転技術員、副主任運転技術員、副主任運転技術員及び運転技術員）	主任運転技術員 副主任運転技術員 運転技術員

に改める。

第四条の総務課の分掌事務の第八号中「文書等（文書）」を「文書（職員が職務上作成し、又は取得した書面）」に改める。

第七条第三項中「参事は」を「参事は、」に改める。

第十三条第一号中「文書等の收受、配布」を「文書の受領」に改め、同条第二号中「文書等」を「文書」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「文書等」を「文書」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「文書等の整理」

を「文書の整理、保管及び保存」に改め、同号を同条第四号とする。

第十四条第一項中「及び第四号」を削る。

第十五条の見出しを「(文書の取扱)」に改め、同条中「文書等は総務課において收受し、文書台帳に登録し番号及び收受年月日を記入して」を「文書は文書主任が受領し、」に、「配布しなければならない」を「交付しなければならない」に改め、同条のただし書を削る。

第十六条中「配布する」を「交付する」に改める。

第十七条の見出しを「(特殊文書の取扱)」に改め、同条中「文書等」を「文書」に改める。

第十八条の見出しを「(文書の処理)」に改め、同条中「文書等の配布」を「文書の交付」に改める。

第十九条中「文書等」を「文書」に改める。

第二十条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条中「文書等」を「文書」に改める。

第二十二条第一項中「(文書分類表細別を除く。)」を削り、同条第二項を削る。

第二十三条を次のように改める。

第二十三条 削除

第二十四条中「文書等」を「文書」に改める。

第二十五条第一項中「速やかに、廃棄の決定及び処分を行う」を「別に定めるところにより歴史的文書として選別されたものを除き、速やかに廃棄する」に改める。

第二十六条（見出しを含む。）中「文書等」を「文書」に改める。

附則

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十九年三月三十日印刷及び発行
佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷